

# 軽自動車税

## 1. 軽自動車税とは

軽自動車税は4月1日現在所有者として課税台帳に登録されている方に下記税額で1年分課税されます。

単位:円

車種	区分	H26年度までに最初の検査を受けた車両	最初の検査から13年を経過した翌年度から	H27年度以後に最初の検査を受けた車両	
原動機付自転車	50cc以下	2,000		2,000	
	90cc以下	2,000		2,000	
	125cc以下	2,400		2,400	
	ミニカー	3,700		3,700	
小型特殊自動車	農耕用	2,400		2,400	
	その他	5,900		5,900	
二輪小型自動車		6,000		6,000	
軽自動車	二輪	3,600		3,600	
	三輪	3,100	4,600	3,900	
	四輪乗用	営業用	5,500	8,200	6,900
		自家用	7,200	12,900	10,800
	四輪貨物	営業用	3,000	4,500	3,800
		自家用	4,000	6,000	5,000

車検が義務化されている車は軽自動車税納税証明書(車検用)が必要ですので「車検証」と一緒に保管しておいてください。納税証明書の再発行は窓口で行っております。(無料)

原動機付自転車・軽自動車等を売却、廃車、解体、住所変更等をされた場合、下記の所で所定の手続きが必要です。実際には使用していない車両でも、廃車の手続きがされていない場合、課税の対象となりますので廃車手続きは忘れないよう必ず行ってください。

原動機付自転車・小型特殊自動車 七宗町役場税務課 TEL 0574-48-1144  
二輪の軽・小型自動車 中部運輸局岐阜運輸支局 TEL 050-5540-2053  
軽自動車(三輪・四輪) 軽自動車検査協会 岐阜事務所 TEL 058-394-0232

## 2. 軽自動車税の減免

身体障害者等が所有する軽自動車等で、本人または生計を共にする人が運転する軽自動車等、もしくはその構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車等については、軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、減免の対象車両は1台に限ります。

減免を受けようとする人は、納期限までに申請書を提出してください。

## 3. 農耕作業用自動車などの申告

乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機、動力運搬車などの農耕作業用自動車や、フォークリフト、ショベルローダなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。

該当する車両を取得した人(法人)、又は現在未申告の車両を所有している人(法人)は、軽自動車税の申告手続きをして、ナンバープレート(課税標識)の交付を受けてください。

- \* 公道を走行しない(田畑や工場内でしか使用しない)車両でも、課税対象です。
- \* ナンバープレートは、4月1日の軽自動車等の所有者に対して、課税客体を把握するために交付するものです。